

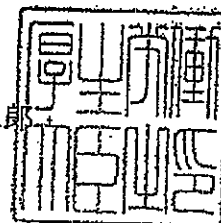
厚生労働省発食安第0.5.0.9.0.0.1号

平成 1 8 年 5 月 9 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎

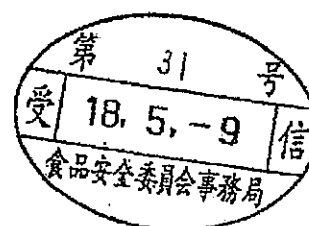


食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行う  
ことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に  
基づき厚生労働大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項に  
ついては、同項ただし書に規定される同法第11条第1項第1号の食品健康影  
響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

## 記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定  
められた、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第5  
2号）別表第1の二の（七）の（1）の7のaに示す乳糖の定量法及び別表第1  
の二の（七）の（3）の1に示す無脂乳固形分の定量法について、両試験法に規  
定される「石綿付金網」及び「石綿網」、並びに食品、添加物等の規格基準（昭和  
34年厚生省告示第370号）第2 添加物の部 C 試薬・試液等の項1. 試薬・  
試液の目中「モリブデン酸アンモニウム試液」及び添加物の試験に用いる容量分  
析用標準液である同項2. 容量分析用標準液の目中「0.02mol/l 過マンガン酸カリ  
ウム溶液」に規定される「石綿」について、これを用いない形に改正すること。



## 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

### 1. 経緯

厚生労働省では、平成18年1月18日付け基安発第0118001号「アスベスト製品の代替化の促進について」を通知し、アスベスト製品の使用等を原則禁止するとともに代替化を促進しているところである。

これを受け、食品衛生法の

- ① 「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年12月27日厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）」で規定する乳等の成分規格に係る試験法のうち、別表第1の二の（七）の（1）の7のaに示す乳糖の定量法及び同項の（3）の1に示す無脂乳固形分の定量法において、試験に用いる器具として規定されている石綿付金網及び石綿網並びに
- ② 「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）」に示す添加物の試験に用いる試液及び容量分析用標準液に規定されているろ過に用いる石綿

について、関係法令の整備に合わせ、石綿を用いない形に改正するものである。

なお、今般の改正は食品衛生法第11条第1項に基づき規定された「乳等省令」及び「告示」を改正するものであるが、改正事項は基準そのものではなく、基準の確認に用いられる試験法に係る部分であり、規制の強化又は緩和にあたるものではない。

また、現在食品添加物公定書の改正に伴う「告示」の改正について諮問を行っているところであるが、今回の照会に係るアスベスト製品に関連した試薬等の規定についての軽微な改正であることから、「乳等省令」及び「告示」について同時に改正するものである。

### 2. 現状

（社）日本乳業協会及び食品衛生法に基づく登録検査機関の団体である登録検査機関協会に調査を行ったところ、各検査施設等においては、既に石綿付金網及び石綿網は使用されておらず代替品を使用している。現在、使用されている代替品としては、セラミック金網、ガラス板、また、ホットプレートが挙げられる。また、石綿ろ過の代替としてはガラスろ過が行われている。

### 3. 今後の方針

食品安全委員会の回答を受けた後、「乳等省令」及び「告示」の改正に係る所要の手続きを進めることとする。